

# 山梨県未利用材活用・再造林促進事業 募集要項（令和8年度）

## 1 趣旨

この要項は、「山梨県未利用材活用・再造林促進事業費補助金」を交付するに当たり、その手続等に関し必要な事項を定める。

本要項以外の詳細については、「山梨県未利用材活用・再造林促進事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という）、「山梨県未利用材活用・再造林促進事業実施要領」（以下「事業実施要領」という）によるものとする。

## 2 用語の定義

- (1) 未利用材 伐採、造材で生ずる端材、末木又は枝条であって、再造林の支障となる林地残材（県内の森林に由来するものに限る。）
- (2) 再造林 伐採跡地に苗木を植付すること
- (3) 搬出 未利用材を伐採地から木質チップ製造施設が据付されている箇所まで運搬すること

## 3 申請者の要件

この補助金交付の対象となる者は、県内に主たる事務所若しくは事業所又は住所を有する次に掲げる者とする。

- (1) 林業経営体（造林、保育、素材生産の林業生産活動を行っている経営体）
- (2) 林業経営体が組織する団体

## 4 補助対象経費及び補助単価

補助対象経費：交付要綱第2条において定める未利用材の積込及び運搬経費（給料、需用費及び役務費）

補助単価：1,700円/m<sup>3</sup>以内

## 5 補助金の額

補助金は、予算の範囲内において交付するため、申請状況によっては、補助金交付決定額が申請額を下回る場合がある。

## 6 事業実施期間

補助金の交付決定日から令和9年3月12日（金）まで

## 7 申請期間、申請方法等

### (1) 申請期間

令和8年6月16日（火）～令和8年7月15日（金）

- ア 郵送の場合は、7月15日までに申請先に到着したものに限り有効とします。
- イ 持参の場合は、7月15日の午後4時までに申請先で受け付けたものに限り有効とします。

(2) 申請書類

次の①～⑤の書類のすべてを申請期間内に提出すること。

- ①未利用材活用・再造林促進事業費補助金交付申請書【交付要綱様式第1号】
- ②未利用材活用・再造林促進作業計画書【事業実施要領様式第1号】
- ③未利用材搬出計画箇所一覧【事業実施要領様式第2号】
- ④誓約書【事業実施要領様式第3号】
- ⑤未利用材等の納入実績や納入計画が確認できる書面の写し

(3) 提出部数

正本1部

(4) 申請先

申請書類は、申請者の事務所等が所在する市町村を管轄する林務環境事務所まで郵送又は持参により提出するものとする。

申請書類を郵送した際は、併せて電話連絡を行うものとする。

中北林務環境事務所

(管轄：甲府市・韮崎市・南アルプス市・北杜市・甲斐市・中央市・昭和町)

〒407-0024 韮崎市本町四丁目2-4 北巨摩合同庁舎4階

TEL：0551-23-3088 (森づくり推進課 林業指導担当)

峡東林務環境事務所

(管轄：山梨市・笛吹市・甲州市)

〒404-8601 甲州市塩山上塩後1239-1 東山梨合同庁舎3階

TEL：0553-20-2721 (森づくり推進課 林業指導担当)

峡南林務環境事務所

(管轄：市川三郷町・富士川町・早川町・身延町・南部町)

〒409-3606 西八代郡市川三郷町高田111-1 西八代合同庁舎2階

TEL：055-240-4167 (森づくり推進課 林業指導担当)

富士・東部林務環境事務所

(管轄：富士吉田市・都留市・大月市・上野原市・道志村・西桂町・忍野村・山中湖村・鳴沢村・富士河口湖町・小菅村・丹波山村)

〒402-0054 都留市田原二丁目 13-43 南都留合同庁舎 3 階  
TEL : 0554-45-7812 (森づくり推進課 林業指導担当)

## 8 その他

- (1) 提出された申請書類は返却しないものとする。
- (2) 申請状況により再募集を行う場合がある。
- (3) 他の補助金の受給対象となっている事業は補助の対象とならない。